

第2号

不動産の

一般競争入札参加のご案内

1 入札の種類	期日入札
2 売却区分番号	特7-2
3 見積価額 (公売保証金)	15,764,000円 (1,580,000円)
4 財産の種別と所在	(土地) 稲敷市結佐字仲ノ代1545番3 宅地 2,453.78㎡ 稲敷市結佐字下結佐3443番2 宅地 539.65㎡
5 申込必要書類	必要 提出期限 令和8年3月19日午後5時まで 提出場所 稲敷市役所 特定事業推進課
6 入札開始および締切時間	令和8年3月24日 午前10時00分 から (受付開始:午前9時30分 開始:午前10時)
7 会場および開札の場所	稲敷市役所 3階 331会議室 稲敷市犬塚1570番地1
8 売却決定	契約書提出後 から 令和8年4月15日 午前10時まで
9 買受代金納付期限	令和8年4月15日 午後2時 (稲敷市役所 特定事業推進課)

(問い合わせ先)

稲敷市役所(特定事業推進課)

TEL 029-892-2000 FAX 029-892-2062

HPアドレス <http://www.city.inashiki.lg.jp/>

売却区分番号	特7-2	入札日時	令和8年3月24日 午前10時
見積価額	15,764,000円	入札保証金	1,580,000円
<p>財産の表示 (土地)</p> <p>1 所在・地番 稲敷市結佐字仲ノ代1545番3 2 所在・地番 稲敷市結佐字下結佐3443番2</p> <p>地目 宅地 地目 宅地</p> <p>地積 2,453.78㎡ 地積 539.65㎡</p> <p>以上登記簿記載のとおり</p>			
物件の位置	JR成田線「佐原」駅の北西方約7.0km(道路距離)		
公法上の規制	非線引都市計画区域 用途指定無(60%、200%)		
接道状況	北東側で幅員約10.5mの国道に、南側で幅員約6.5mの市道にほぼ等高に接しています。		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	現在未利用(旧東庁舎跡地)		
特記事項	<p>日照・乾湿 : 普通</p> <p>埋蔵文化財 : 埋蔵文化財産包蔵地の指定なし</p> <p>上水道 : 南側の市道に本管理設 使用に関しては、事前に稲敷市上下水道課にお問い合わせください。</p> <p>下水道 : 北東の国道側及び南側市道に本管理設 使用に関しては、事前に稲敷市上下水道課にお問い合わせください。</p> <p>物件引渡しまでに市において対応する事項： (1)敷地内東側の民家隣接地に水道管が埋設されていると思われるため、切り回しのための工事を市において実施します。また、当該隣接地に設置されている、フェンス・ブロック塀についても撤去予定です。 (2)敷地内北東側の国道沿いにコンクリート製防火水槽がありますが、買受人に所有権移転登記を行うまでに市の管理地として分筆する予定です。そのため、見積価格は当該範囲を控除したうえで算出しています。分筆面積は70㎡未満で、最終的には確定測量により決定します。見積価格は、当該70㎡を控除して算出しています。</p>		
その他事項	入札財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>当該一般競争入札は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、入札へご参加ください。</p> <p>1 財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</p> <p>2 物件はすべて現状有姿による引渡しとなります。物件には、当該土地上の全ての工作物(ブロック塀・フェンス・給排水施設・舗装など様々なもの)や樹木が含まれます。</p> <p>3 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>4 土地購入の後、当該土地内に関する費用(各種調査・工事・許認可手続き、水道・下水道・ガス・電気の引込等)は買受人の負担となります。</p> <p>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p>		

売却区分番号

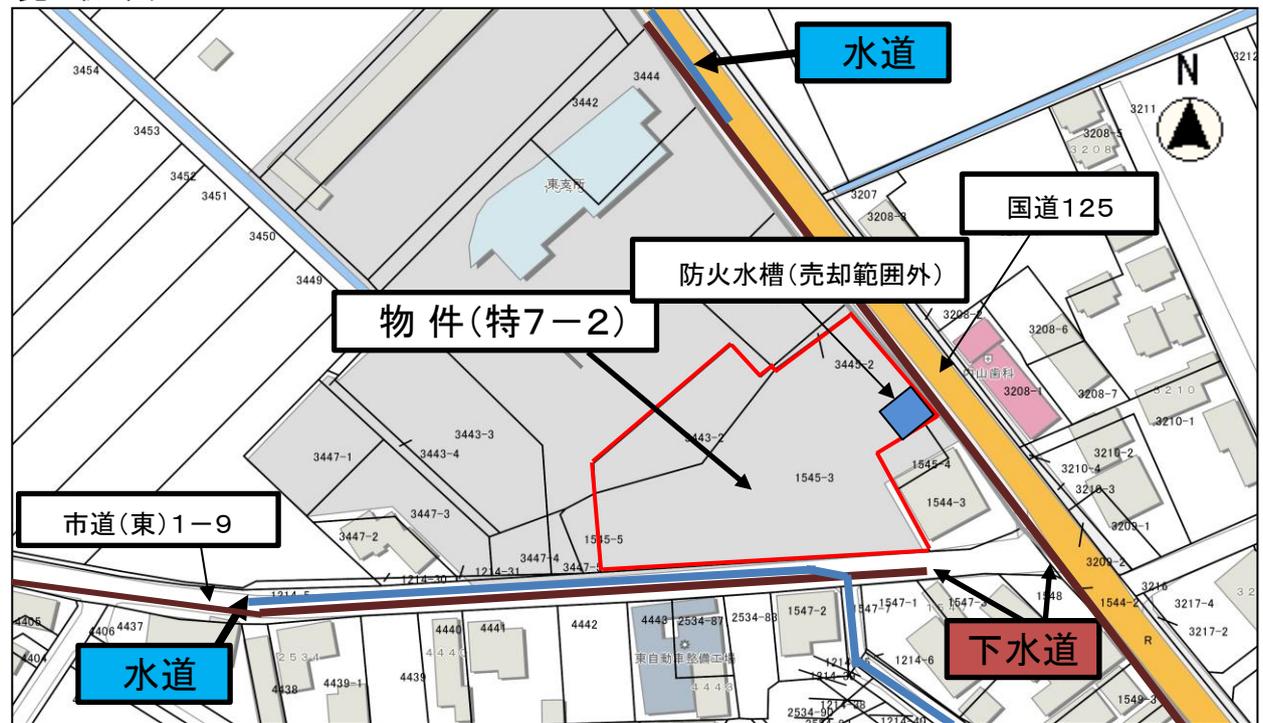
特7-2

所在図



PASCO iPC

見取図



PASCO iPC

※ 所在図及び見取図は、公売財産の概要を把握していただくための参考資料として作成したものです。
縮尺、位置等は実際と異なる場合があります。上下水道については、実際の管路台帳等をご確認ください。

売却区分番号

特7-2



売却区分番号

特7-2



入札参加者の資格及びその他の入札の条件

申 込 資 格

次に掲げる全ての要件を備えていなければなりません。

- (1) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業に該当する行為を行う場合は、同法に規定する免許を有する者であること。
- (2) 共有で参加する場合は、全ての構成員が申込資格の要件を備えていること。
- (3) 下記(ア～サ)のいいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 国税又は市税を滞納している者又は市へ納付すべき使用料、分担金等を未納している者
 - (ウ) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は破産法に基づき破産手続き開始の申し立てが行われている者
 - (エ) 稲敷市契約事務等に関する規程第37条に基づく指名停止の措置を受けている者
 - (オ) 地方自治法第238条の3の規定に該当する市の職員
 - (カ) 稲敷市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する者、又は次に掲げる者
 - 1. 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - 2. 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - 3. 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - 4. 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - 5. 暴力団又は暴力団員に、経済上の利益や便宜を供与している者
 - 6. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供する者
 - (ク) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者
 - (ケ) 入札保証金を納付しない者、その他入札公告の条件に違反した者
 - (コ) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - (サ) 市長が不相当と認めた者

<p>申 込 必 要 書 類</p>	<p>申込をする方は、次に掲げる書類を提出期日までに、市長に提出しなければなりません。</p> <p>提出期日 令和8年 3月19日 午後5時</p> <p>提出場所 稲敷市役所 市長公室 特定事業推進課</p> <p>(1)個人・法人共通 入札参加資格確認申請書</p> <p>(2)個人の場合 住民票及び印鑑証明書 (3カ月以内の発行日)</p> <p>法人の場合 登記事項証明書(全部事項証明書)及び印鑑証明書 (3カ月以内の発行日)</p> <p>(3)個人・法人共通 誓約書(様式1号)</p> <p>(4)個人の場合 国税の納税証明書(その3の2) (3カ月以内の発行日)</p> <p>市税に未納のないことの証明書 (3カ月以内の発行日)</p> <p>法人の場合 国税の納税証明書(その3の3) (3カ月以内の発行日)</p> <p>市税に未納のないことの証明書 (3カ月以内の発行日)※稲敷市内に事業所がある場合</p> <p>(5)宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業に該当する行為を行う場合は、同法に規定する免許の写し</p>
<p>委 任 状 の 提 出</p>	<p>代理人が入札する場合は、委任状(様式7号)が必要となります。</p>
<p>土 地 の 売 買 条 件</p>	<p>本件土地の売買条件は、次のとおりとし、売買契約の内容とします。</p> <p>(1)指定用途等</p> <p>1棟の建物に1世帯(または、2世帯)が、自ら居住する目的で独立して建築する住宅(以下、「戸建住宅」という。)の整備を条件とします。</p> <p>ア 土地売買契約締結日から10年以内に法令等に適合した戸建住宅を建設するための建築確認申請を行い、建築確認済証の交付を受けていただきます。</p> <p>イ 土地売買契約締結日から10年間引き続き指定用途に供していただきます。また、市が指定用途の履行状況確認をする目的で、実施調査又は実施監査を行う場合があります。(調査等を拒むことはできません。)</p> <p>(2)やむを得ない理由により、上記(1)の内容を変更しようとするときは、市の承認が必要です。</p> <p>(3)本件土地を再譲渡する場合の価格は、当該事業に要する費用その他通常必要な費用の合計金額に適正な利潤を加えた額の範囲内としていただきます。</p> <p>(4)市の承認事項</p> <p>土地売買契約締結日から10年を経過する日までの間において、買受人が次に掲げる行為を行おうとするときは、市の承認が必要です。</p> <p>ア 戸建住宅を建設する目的以外で、本件土地の全部若しくは一部の所有権を移転しようとするとき。</p> <p>イ 建設工事に伴い、通常必要とされる程度を超えて本件土地の現状を変更しようとするとき。</p> <p>(5)買戻し特約</p> <p>本件土地の売買にあたっては、契約締結日から10年を期間とする買戻し特約を付すことを条件とします。</p>
<p>開 札 の 方 法</p>	<p>入札書は、入札者の面前で開札します。</p>
<p>最 高 価 申 込 者</p>	<p>入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者を最高価申込者(落札者)とします。</p> <p>最高価額の入札者が2人以上あるときは、くじで最高価申込者を決定します。</p>

入札書についての制限	一度提出した入札書は、引換え、変更または取り消しをすることができません。金額を訂正した場合、若しくは、同じ入札財産に複数枚の入札書を提出した場合は無効とします。
買受人決定	最高価申込者を買受人とします。
買受代金の納付	買受人は買受代金(入札価額から公売保証金を控除した金額)を納付期限までに納付しなければなりません。なお、買受代金の分割納付はできません。
権利移転の時期	買受代金を完納した時とします。
売却決定の取消	買受代金を納付期限までに納付しない場合、その他買受代金納付後でも入札を取消すべき事由があるときは、売却決定を取消します。
入札保証金の返還	入札保証金を納付し入札したが、最高価申込者とならなかった場合には、入札終了後入札保証金を返還します。
入札保証金の帰属	買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取消されたときは、入札保証金は返還いたしません。

入札公告「その他事項」

- 1 財産の面積は、登記簿上によるものです。
- 2 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金を全額納付した時とします。したがって、権利移転後の財産の毀損、焼失等による損害は買受人の負担となります。
- 3 権利移転に要する費用は、買受人の負担とします。
なお、買受人は、買受代金の納付後速やかに管理者に対し、所有権移転登記の請求をする
とともに権利移転に伴う費用(登録免許税)を提出してください。

以 下 余 白